

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・救急病院の認定 所管課（室）名
医療政策課
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更（2件） 障害福祉課
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 //
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件） //
- ・道路の区域変更（3件） 道路維持課
- ・道路の供用開始（6件） //

◎ 公 告

- ・県営土地改良事業計画の決定 農村整備課
- ・測量の終了 建設企画課

告 示

長崎県告示第86号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
小値賀町国民健康保険診療所	北松浦郡小値賀町笛吹郷2428番地1	令和8年2月23日	令和11年2月22日
公立小浜温泉病院	雲仙市小浜町マリーナ3番地2	令和8年3月1日	令和11年2月28日
医療法人是心会 久保内科病院	佐世保市田原町11番9号	令和8年3月17日	令和11年3月16日
社会医療法人春回会 長崎北病院	西彼杵郡時津町元村郷800番地	令和8年3月17日	令和11年3月16日
愛野記念病院	雲仙市愛野町甲3838番地1	令和8年3月29日	令和11年3月28日
独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町24番1号	令和8年4月1日	令和11年3月31日

長崎県告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	げんき堂薬局 こば店	変更なし	
旧	えにし薬局	西海市西海町木場郷531番地1	令和7年12月1日

長崎県告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	変更なし	長崎市栄町3番11号	
旧	ウエルネス薬局	長崎市魚の町2-21	令和8年1月13日

長崎県告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
ほたる調剤薬局	長崎市中川1丁目7-1 サンシー楠本101	令和8年2月1日
あい調剤薬局 南町店	五島市池田町5-28	令和8年2月1日

長崎県告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日

天本愛命堂調剤薬局	長崎市新地町6-56-112	令和8年2月1日
日本調剤 長崎薬局	長崎市東山手町1-9	令和8年2月1日
させぼ薬局 田原店	佐世保市田原町13-7	令和8年2月1日
すみれ薬局	南島原市深江町丁2235	令和8年2月1日
ミツバチ薬局	大村市古賀島町593-2	令和8年2月1日

長崎県告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
エース訪問看護ステーション	長崎市新戸町3丁目3-28 山川ビル102号	令和8年2月1日

長崎県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 長崎歓刈線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市大園町386番5地先から 長崎市大園町355番4地先まで	前	30.1~33.8	34.0	
	後	30.1~33.8	34.0	

長崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 長崎歓刈線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
長崎市滑石5丁目440番91地先から 長崎市滑石3丁目494番5地先まで	前	41.1~41.4	8.3	
	後	35.7~41.4	8.3	

長崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 香焼江川線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
長崎市江川町137番1地先から 長崎市江川町152番1地先まで	前	21.4~22.8	5.3	
	後	19.5~19.5	5.3	

長崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町乙字立山930番1地先から 雲仙市南串山町乙字立山935番1地先まで	令和8年2月20日

長崎県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎歓刈線	長崎市大園町386番5地先から 長崎市滑石3丁目494番5地先まで	令和8年2月21日

長崎県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙深江線	南島原市深江町乙字西ノ脇479番1地先から 南島原市深江町乙字西ノ脇447番3地先まで	令和8年2月20日

長崎県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	西彼杵郡長与町岡郷字中山2989番1地先から 西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番19地先まで	令和8年2月20日

長崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番19地先から 西彼杵郡長与町岡郷字西平2936番4地先まで	令和8年2月20日

長崎県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字ヘゴウチ853番2地先から 五島市富江町田尾字ヘゴウチ850番1地先まで	令和8年3月12日

公 告

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）五島2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

土地改良事業計画書 五島2期地区

2 縦覧期間

令和8年2月20日から令和8年3月24日まで

3 縦覧場所

五島市役所農林課

発行者
長崎市尾上町三番一号

電話直通表
(八九二五四)
二一
一一
一一
四一

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量及びUAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年2月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町網上郷	令和8年2月9日

印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
宏
弥
ト